自転車の罰則強化

○　運転中のながらスマホ
　スマートフォン等を手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が禁止され、罰則の対象となりました。
　違反者は、６ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金
　交通の危険を生じさせた場合、１年以下の懲役又は30万円以下の罰金

○　酒気帯び運転及び幇助
　自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して罰則が整備されました。
　違反者は、３年以下の懲役又は50万円以下の罰金
　自転車の提供者は、３年以下の懲役又は50万円以下の罰金
　酒類の提供者・同乗者は、２年以下の懲役又は30万円以下の罰金

ルールを守って、大切な命を守りましょう！

ヘルメットの着用

自転車乗車中の事故で亡くなられた方の約５割以上が、頭部に致命傷を負っています。
事故で負傷した際の被害を軽減するためにも、頭を守ることがとても大切です。
ヘルメットを正しく着用し、自分の命を守りましょう。

広報 中央

４月号

三沢警察署
中央交番
53−5311

春の全国交通安全運動のお知らせ

○　こどもをはじめとする歩行者が安全に通行・横断できるよう交通環境を整え、正しく横断しましょう
　幼児・児童が被害に遭う交通事故は歩行中や自転車利用時の発生が多く、また、新学期が始まる４月から６月にかけて、増加する傾向にあります。
　新入学児童の保護者の皆さんは、お子さんと一緒に通学路を歩いてみて危険な箇所を確認し、お子さんに注意を促しましょう。
　また、こどもに限らず全ての歩行者が交通ルールを守り、安全な横断をするよう心がけましょう。

自転車安全利用五則

１　車道が原則、左側を通行
　　歩道は例外、歩行者を優先
２　交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
３　夜間はライトを点灯
４　飲酒運転は禁止
５　ヘルメットを着用

○　歩行者優先の意識を持ち、ながら運転等の危険運転は絶対にやめ、シートベルト・チャイルドシートを適切に使用しましょう
　横断歩道は歩行者優先です。
　横断歩道を渡ろうとする歩行者がいるときは、横断歩道の手前で一時停止し、歩行者を安全に横断させましょう。ながら運転や妨害運転は絶対にやめ、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って運転しましょう。
　また、後部座席を含めた全ての座席においてシートベルトを着用し、幼児に対し、チャイルドシートを適切に使用しましょう。

みんなの力で暴力団を追放しよう

◎　「暴力団追放三ない運動プラス１」

・暴力団を「恐れない」
　（「誤ったイメージ」から、恐れることは暴力団を助長させます）
・暴力団に「金を出さない」
　（金が「腐れ縁の元」、暴力団を支援・容認することになります）
・暴力団を「利用しない」
　（すべてを「金づるにする」、それが暴力団なのです）
プラス１→暴力団と「交際しない」